

令和7年9月犬山市議会定例議会会議録

第8号 9月24日（水曜日）

◎議事日程 第8号 令和7年9月24日午前10時開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 第54号議案から第77号議案まで
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)
- 第3 令和7年請願第1号及び請願第2号
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)

◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 第54号議案から第77号議案まで
- 日程第3 令和7年請願第1号及び請願第2号
- 日程追加 諸般の報告
- 日程追加 意見書案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
- 意見書案第2号 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書

◎出席議員（17名）

1番	丸 山 幸 治 君	10番	玉 置 幸 哉 君
2番	ビアンキ 恵 子 君	11番	岡 覚 君
3番	増 田 修 治 君	13番	鈴 木 伸太郎 君
4番	光 清 育 君	14番	沼 靖 子 君
5番	小 川 隆 広 君	15番	久 世 高 裕 君
6番	島 田 亜 紀 君	16番	柴 山 一 生 君
7番	諏 訪 育 君	17番	柴 田 浩 行 君
8番	小 川 清 美 君	18番	大 沢 秀 敦 君
9番	畠 竜 介 君		

◎欠席議員（1名）

- 12番 岡 村 千 里 君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦 君	議事課長	大鹿 真 君
主査	石 黒 絵 美 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	舟橋正人君	健康福祉部長	前田敦君
子ども・子育て監	兼松光春君	都市整備部長	武内雅洋君
都市整備部次長	野本敬弘君	経済環境部長	小池信和君
教育部長	中村達司君	消防長	大澤満君
企画広報課長	古田隆行君	総務課長	藤村崇司君
下水道課長	竹本昭彦君		

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席、12番 岡村千里議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして会議を進めます。

日程第1 諸般の報告

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、この際、諸般の報告をいたします。

市長から地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した旨の報告が1件ありましたので、これを各位へ配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 第54号議案から第77号議案まで

◎議長（大沢秀教君） 日程第2、第54号議案から第77号議案までを一括議題といたします。

各常任委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

最初に、玉置総務委員長。

〔総務委員長 玉置君登壇〕

◎総務委員長（玉置幸哉君） おはようございます。総務委員会の審査結果報告を、タブレットに入っている書面の朗読をもってそれにかえさせていただきます。

別紙、総務委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 総務委員長の報告は終わりました。

続いて、久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員長、久世高裕です。民生文教委員会の審査結果の報告を、お手元に配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

続いて、諏訪建設経済委員長。

〔建設経済委員長 諏訪君登壇〕

◎建設経済委員長（諏訪 毅君） 建設経済委員長の諏訪 毅です。私は、建設経済委員会審査結果報告を、お手元の報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、建設経済委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

総務委員会審査結果報告書

令和7年9月24日

犬山市議会議長

大沢秀教様

総務委員長

玉置幸哉

審査年月日 令和7年9月17日

令和7年9月18日

場所 第1委員会室

出席委員 令和7年9月17日 5名（全員）

令和7年9月18日 5名（全員）

付託議案

第55号議案 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

第56号議案 犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第57号議案 犬山市旅費支給条例の全部改正について

第58号議案 犬山市手数料条例の一部改正について

第63号議案 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

第66号議案 犬山市公平委員会委員の選任について

第67号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第4号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 1款 議会費

2款 総務費

6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費）

8款 消防費

11款 公債費

第3条の第3表 債務負担行為補正中

総務委員会の所管に属する事項

第4条の第4表 地方債補正

第75号議案 令和6年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち

令和6年度犬山市一般会計中

歳 入 総務委員会の所管に属する歳入
歳 出 1款 議会費
2款 総務費（5項統計調査費のうち5目教育統計調査費を除く）
6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費及び3目国際交流施設費）
8款 消防費
11款 公債費
12款 諸支出金
13款 予備費

9月12日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第55号議案から第58号議案まで、第63号議案及び第67号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第66号議案については、全員一致をもって原案のとおり同意、第75号議案については、全員一致をもって原案のとおり認定すべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

また、決算審査を踏まえ、新年度に向けての委員間討議を行ったところ、以下の2点について意見集約しましたので、報告いたします。

1. 消防庁舎建替えについて、人口規模を見据えた適切な新庁舎の計画を策定すること。
2. 事業評価シートの在り方について、業務改善の視点を含め考えること。

民生文教委員会審査結果報告書

令和7年9月24日

犬山市議会議長

大沢秀教様

民生文教委員長

久世高裕

審査年月日 令和7年9月17日

令和7年9月18日

令和7年9月19日

場 所 第2委員会室

出席委員 令和7年9月17日 6名（全員）

令和7年9月18日 6名（全員）

令和7年9月19日 6名（全員）

付託議案

第54号議案 犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定について

第59号議案 犬山城入場登閣料等徴収条例の一部改正について

第60号議案 犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の

一部改正について

第61号議案 犬山市都市公園条例の一部改正について
第64号議案 犬山市子ども屋内遊戯施設に係る指定管理者の指定について
第65号議案 犬山市教育委員会委員の任命について
第67号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第4号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入
歳 出 3款 民生費
4款 衛生費（1項保健衛生費）
9款 教育費

第2条の第2表 繰越明許費補正

第3条の第3表 債務負担行為補正中

民生文教委員会の所管に属する事項

第68号議案 令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第69号議案 令和7年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第1号）
第71号議案 令和7年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第1号）
第72号議案 令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第75号議案 令和6年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち

令和6年度犬山市一般会計中

歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入
歳 出 2款 総務費（5項統計調査費のうち5目教育統計調査
費）
3款 民生費
4款 衛生費（1項保健衛生費）
9款 教育費

並びに特別会計中

令和6年度犬山市国民健康保険特別会計
令和6年度犬山市犬山城費特別会計
令和6年度犬山市介護保険特別会計
令和6年度犬山市後期高齢者医療特別会計

9月12日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第54号議案及び第64号議案については、いずれも賛成多数をもって可決、第59号議案から第61号議案まで、第67号議案から第69号議案まで、第71号議案及び第72号議案についてはいずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第65号議案については、全員一致をもって原案のとおり同意、第75号議案については、全員一致をもって原案のとおり認定すべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

また、決算審査を踏まえ、新年度に向けての委員間討議を行ったところ、以下の3点につ

いて意見集約しましたので、報告いたします。

1. 国民健康保険は、これまで厳しい増税を続けてきたが、純粋な単年度の収支が大きく改善していることや安定的な基金への積立ができていることから、今後は被保険者の負担軽減に努めること。
2. 整備後に十分に活用されていない史跡や文化財、天然記念物等が見受けられるため、積極的な利活用を推進するとともに、学校教育の場でもラーニングを有効に利用するなど、教育委員会内の関係各課が連携して取り組むこと。
3. 史跡犬山城跡整備基本計画に定められた今後の事業については、可能な限り前倒しを図ること。特に天守入口前の雨除けテントは、美観の観点から早急に更新し、国宝犬山城にふさわしい環境整備を推進すること。

建設経済委員会審査結果報告書

令和7年9月24日

犬山市議会議長

大沢秀教様

建設経済委員長

諫訪毅

審査年月日 令和7年9月17日

令和7年9月18日

令和7年9月19日

場所 第3委員会室

出席委員 令和7年9月17日 6名（全員）

令和7年9月18日 6名（全員）

令和7年9月19日 6名（全員）

付託議案

第62号議案 犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第67号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第4号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入

歳出 4款 衛生費（1項保健衛生費を除く）

5款 農林業費

6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費を除く）

7款 土木費

第70号議案 令和7年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）

第73号議案 令和7年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）

第74号議案 令和7年度犬山市下水道事業会計補正予算（第1号）

第75号議案 令和6年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち

令和6年度犬山市一般会計中

歳 入 建設経済委員会の所管に属する歳入

歳 出 4款 衛生費（1項保健衛生費を除く）

5款 農林業費

6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費及び3目
国際交流施設費を除く）

7款 土木費

10款 災害復旧費

並びに特別会計中

令和6年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計

第76号議案 令和6年度犬山市水道事業会計の決算の認定について

第77号議案 令和6年度犬山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

9月12日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第62号議案については、柴山一生委員から提出の令和7年12月19日まで審査期限を延期する動議は賛成少數をもって否決、原案は賛成多数をもって可決、第67号議案、第70号議案、第73号議案及び第74号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第75号議案及び第76号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり認定、第77号議案については、全員一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

また、決算審査を踏まえ、新年度に向けての委員間討議を行ったところ、以下の2点について意見集約しましたので、報告いたします。

1. 下水道事業について、市民の理解を深めるとともに、公営企業としての適正化を進めること。
2. 除草について、令和6年度決算では配慮され、一定の効果を上げているが、予算にも限りがあるため、今後はアダプトプログラムなど、市民参加の充実を図ること。

◎議長（大沢秀教君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

議事の進行上、暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

再 開

午前10時17分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

これより、各常任委員長に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

15番 久世高裕議員。

◎ 15番（久世高裕君） 建設経済委員長にお伺いしたいと思います。

何を聞くか分かんないというのはさすがに申し訳ないんですけど、通告書を出してありますし、基本的にはそれに沿ったような質疑をさせていただきたいと思っています。

まず、5点あるんですけども、ちょっと一遍に述べます。

書いてあるとおりなんですが、委員会の中での発言の中で、重大な事実誤認があるんじゃないかという発言もありました。というのは、市街化区域以外、要は調整区域の方からメールをもらったと、それに沿ったような話の中で、都市計画税を6割も充てるのはよくないと、都市計画税そのものを充てることがよくないみたいな話があったんですけど、これは本当に制度を理解しているのか。

水道代という言葉にもなっていたんですけど、これは動画でも聞いたんですけど、水道代とおっしゃっていたように聞こえたんで、これ下水道と水道をもしかしたら勘違いしている可能性があるんじゃないかと。

都市計画税というものの性質を本当に理解しているのか。要は市街化区域の方に課税をしていて、犬山市でこれ答弁でも確認しましたけど、市街化区域内のところで下水道整備を主に進めてきているということなんで、基本的には受益者負担に近い性質、限りなく近い性質のものだという運用を進めてきた結果として今入ってるという、この経緯についても、全く理解がされていないんじゃないか。

そこは委員長の責任として、事実誤認があって、そのまま採決に入るのはやっぱりよくないと思うんですよ。だから、それは違うと。1回止めて、説明をして、自分たちで不十分だった場合には当局も呼んで、しっかり説明を理解した上で採決に臨むというのがやっぱり委員長の務めだと思うんです。

委員長報告の中にも市民の理解を深めということを意見集約してあるけど、まず議員の理解を深めないと駄目だと思うんですよ。というところが1つ目なんです。

加えてですけども、委員会の中で数字の訂正がありましたよね。採決が終わった後ですかね、これ。本会議で基準外繰入れ、基準内繰入れについて、自分が質疑しました。それに対する答えが、令和元年度から令和5年度までの数字がきました。その数字と、委員会でお示しに当局がされた数字がかけ離れていたんで、僕は今UDトークですぐに公開していただけますからね、ほかの委員会でも、大変ありがたいなと思って、すぐにそこを見ましたら、倍以上違ったんですよね。令和5年度までと令和6年度ですと言って出た数字と。何じゃこりやと、すぐに思いまして、事務局に、これもし問題があったら、本会議でも訂正とか大変ですからと、確認してくださいと言いました。

その次の日かな、その次に訂正が入ったんですよ。これ委員会の中で誰も何で分からんかったんだろうと正直思います。本会議の議論を聞いていたんかな。聞いていたら、明らかに数字が違うんで、前提が違うのかなとか、何か性質が違うのかなとか、そういうふうに疑問に思ったはずなんんですけど、それは誰も疑問に思わないまま進んでしまっている。

実際に、委員会の中では数字の訂正がありましたよね。その訂正のあった意味を教えてく

ださい。

これは本会議でも、結局、その前置きは答弁しないまま出ている数字なんですよ。基準内繰入れ、基準外繰入れ。その数字が、特に令和5年度が2億6,000万円、基準外繰入れなんです。ここが問題になっている焦点なはずです。だけど、委員会の中では5億8,000万円という数字が出てきた。だから、全然数字が違うんで、そんなことあり得んだろうと言つて確認したら、違つとったわけですよ。だから、その数字の意味というのも、本来本会議でちゃんとそれを捕足しないと駄目ですよ、どういう意味があるのか。これ委員長、お答えになれるかどうか、お願ひします。

3つ目になりますけど、受益者負担ということに関して、これも討論でも通告が出てますけども、各委員の発言がありました。ただ、この市街化区域に下水道整備を主に行っていくという性質からして、都市計画税の在り方というのは、前原台の下水道整備の際にもさんざんこの議会でも議論されてきたことです。

だから、都市計画税というものの性質も考えなきゃいけないというところで、本当にその議論がされているのか。過去の経緯からして、これは質疑でも、自分は本会議でも言いましたけども、山田拓郎市長のときには、この受益者負担金と都市計画税というものに関して、通告書にも書いてありますけども、今現状の都市計画税は負担と受益の公平性が十分ではないと、五条川右岸の下水道整備が完了した後には、その在り方を考えていかなきゃいけない、研究していく、選挙でも訴えましたということをおっしゃっておられる。

減税の可能性も示唆されていたような発言だと受け止めました。これは別に僕は勝手に言っているわけじやなくて、山田市長、議員時代からずっとこれは持論としておっしゃっていたんです。おおむね自分たちもそういう認識でいたもんですから、選挙の際にも市民にもそういう話をされているんで、それを原市長も継承されて、今、市長をされているという認識です。議員の大勢も山田市長は支持されていらっしゃったと思います。

だけど、ここで急にまた受益者負担ということに関して、何か下水道整備に税金を投入することがよくないみたいな、これ発言ありますよね。都市計画税という発言もさつき、事実誤認じやないかという発言で申し上げましたけれども、だから、そう考えると受益者負担ということに関しては市街化区域の方のほうが今、割を食っているという表現はあまり適切ではないかもしません、税の議論するときに。

でも、これ答弁でもおっしゃいましたよね、部長が、不公平があると。あまり下水道整備にこの税を投入することになると、それ以外の地域において不公平だということをおっしゃいましたけども、これ都市計画税の市街化区域の議論のときには逆のことを言ってたんですよ。だから、全くあべこべになっているんで、これちゃんと整理したのかについてお願いします、3つ目です。

4つ目、使用料対象経費というものをちゃんと精査したのか。通告のところにも書いてあるんですけど、維持管理費って、下水道経営戦略、これは令和4年度の数字です。決算値ですけども、維持管理費は4億2,200万円なんですよ。使用料収入は約5億円ということで、これ維持管理費を超えているんです。じゃあ、何が足りないのかということについて議論しました。これ僕、本会議でも言いましたけどね。ちゃんと聞いていれば、これを含めて議論

しているはずなんんですけど、本当にこの部分で議論しているのか。何か維持管理費が全然間に合ってない。維持管理費が膨大に膨らんでいて、使用料が足りないみたいな話が出てくるようなところもあるんで、それちゃんと精査したんですか。何が足りないんですか、使用料対象経費の中で。使用料で、今賄えている部分、賄えていない部分、それぞれ何があるのか。それをちゃんと精査したのかについてお願ひします。

あと、これ5つ目かな。企業負担、何か家計の負担ばかり議論していたようすけども、委員会では、企業の負担ってかなり大きいですよ。これは下水道計画を見れば分かります。家計は幾らで、企業は幾らで、それで量ですけどね、それで地下水はどれだけというのが全部書いてあるんで、これ企業の負担って結構大きいんですよ。

だから、企業のほうがそれをたくさん使うですから、その負担ってちゃんと考えていませんか。企業誘致にだつて影響を与えますよ。だから、建設経済委員会として、ちゃんとそこまで含めた議論ができるでいるか。

以上、お願ひします。

◎議長（大沢秀教君） ただいまの久世議員の質疑に対し、建設経済委員長の答弁を求めます。

諏訪建設経済委員長。

◎建設経済委員長（諏訪 毅君） 少し休憩をいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

再 開

午前10時30分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

建設経済委員長に答弁を求めます。

諏訪建設経済委員長。

◎建設経済委員長（諏訪 毅君） それでは、久世議員の5点についての質疑について、1点ずつお答えをしたいと思います。

まず初めに、委員会の中で今回のこの第62号議案について、この委員の事実誤認があつたんではないかというところにつきまして、まず1点、ちょっと報告をさせていただきます。

まず、当該議員から、本日、建設経済委員会における発言の訂正についての申出がございました。この内容につきましては、犬山市議会会議規則第116条の規定に基づいて、令和7年9月18日の建設経済委員会での発言について、次の理由から訂正したいということで申出がございました。

発言を訂正する箇所につきまして、第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する議員間討議での発言のうち、次の部分ですね、「都市計画税」を「市税」に、「水道代」を「下水道代」に訂正する旨のことがありました。

この発言を訂正する理由につきましては、誤認をしていたということで、本日朝、私、委員長のほうに提出がございましたので、これを認めました。

まず1点目は、事実誤認があつたということで、委員会を進めてまいりましたが、本日、当該議員からこの訂正がございましたので、報告をいたします。

2点目になります。それぞれの議員がこの第62号議案について理解がしてないんではないかという質疑でございましたが、本会議や、また委員会の中で十分質疑をしたと私は理解しておりますので、理解はできていると。ただ、先ほど申しましたとおり、誤認については訂正をして進めておりますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、本会議と質疑の金額が違つた件につきましては、ちょっと私、その資料を持ち合わせておりませんので、この場での答弁はちょっと控えさせていただければと思います。

続いて、受益者負担について、委員会の中で整理をされたのかということですが、この受益者負担についての質疑というのはございませんでしたので、報告をいたします。

最後に、企業負担を考えたのかということですが、こちらも委員会の中での質疑では、されておりませんでしたので、今回、議論というか精査はされておりません。

以上になります。

◎議長（大沢秀教君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑ですけど、お答えになってないところがまだ、使用料対象経費については精査していないということですかね。不明水についてはという発言だったんですけど、これ使用料対象経費ということについても精査はしていないという結論を出してしまったのかということがまず再質疑一つです。

もう一つ、企業負担、これは答弁漏れだと思うんですけど、ちょっとはっきり僕が申し上げたので、企業負担については、これ全く審議していなかったのか。再質疑の中でお答えいただければいいんですけど、というのが再質疑の2つ目です。

受益者負担について質疑はないということでしたけども、討論の中でかなりの方がおっしゃっていますよね。賛成の理由としてそれを強くおっしゃっておられる方が多いので、これ焦点になってなきやおかしいです。

だから、委員会の中でどういうその受益者負担についてで、僕が申し上げているのは、市街化区域と下水道の処理区域で、それが一致しているという認識がなかったんじゃないかなということです。要は都市計画税の犬山市の運用についての基本的な知識が申し訳ないけども、この委員さんたちにはなかったんじゃないかな、その賛成された方には、というふうにしか思えないんですよ。

過去の議事録とかも全然見ていない。選挙のとき、僕も、山田拓郎さんの選挙はずっと議員時代から一緒にやってきたつもりでしたから、ずっとその話、聞いていました。この議場でも変わらずおっしゃっていました。ぶれないなど。私どもという表現をされていたんで、別に前市長が勝手に言っていたわけじゃないですよ。だから、ちょっと情報公開請求で、これからそこは精査していきますよ。庁内でどういう議論があったのか。その議論が今、全く逆転しているのは明らかにおかしいんで、これ徹底追及していきますよ。

だけど、それは委員会では全く誰も知らないというのは明らかにおかしいと思いますよ。

だけど、受益者負担って、下水道だけ、森の中のその一部分の木だけ見て議論やっている。だけど、全体の森を見て議論するのが議員じゃないですか。それやったんですかということです。

発言の中で、委員さんの何か自分は調整区域に住んでいるからという発言もありましたけども、そんなこと関係ないですよ。我々議員は全市のためにやるんだから。どういう発言なんだと思いましたけども。

こんな審議でいいんですかという話なんんですけど、受益者負担に関して、討論、討議の中で、賛成委員がどういうふうにおっしゃっておられたのか。委員長はそれをどう聞いていたのか、おかしいなと思ったのか、いやそのとおりだと、下水道に市税を投入するのおかしいと思ったのか、どうなんでしょうか。

質疑があったかではなくて、討議の中でそれを強くおっしゃっていた方がいるかどうか。それが重点が置かれていたかどうかについて、お答えいただければと思います。

以上、3点です。お願ひします。

◎議長（大沢秀教君） 議事の都合上、暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

再開

午前10時42分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

久世議員の再質疑に対し、建設経済委員長の答弁を求めます。

諒訪建設経済委員長。

◎建設経済委員長（諒訪 毅君） すみません、先ほどの答弁漏れもございましたので、3点について答弁をさせていただきます。

まず、1点目、委員会で使用料対象経費の精査はされたのかという点ですが、ここはされておりません。

2点目に、企業負担についての議論があったのかということですが、皆さん理解した上で臨まれているということで、議論はございませんでした。

3点目、受益者負担については、この光清議員の質疑の答弁の中で、受益者負担の観点からという答弁もいただいておりますので、この答弁によって受益者負担については理解が進んだということで私は理解しております。

以上、3点の答弁になります。

◎議長（大沢秀教君） 15番 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 本当に申し訳ないと思うんですけども、こういう場でいきなり聞いて。ただ、やっぱりこうやって理解を深めていかないと、市民に本当に説明がつかないと思うんで、ちゃんとやっぱり議論を尽くしたということで、でも全然尽くされてないと思いますよ、今。

再々質疑でお聞きしたいのが、お聞きしたいというか、ちょっと申し上げておきますけどもあえて、その訂正された数字のことです。本会議で、当局がおっしゃったのは、恐らく、でも間違いなく収益的収支の数字だと思います。収益的収支の基準外繰入れ、基準内繰入れの話です。それが令和5年度は2億6,000万円ほどだったと。委員会でおっしゃったのが、下水道トータルという言葉があったので、これは資本的収支も含めたもの。この収支の中で、収益的収支というものと資本的収支というものがあります。収益的収支のほうが使用料が関わってくるんで、こっちを対象に議論するのが筋なんで、だから本会議ではそういう答弁があった。だけど、委員会ではどういうことを思ったのか分からぬけども、全体をひっくりめた数字が出てきて、5億8,000万円も入っているんだと思ったわけですよね、皆さんは。

だけど、そこは使用料とは違う部分なんで、本当は収益的収支の部分で議論するのが筋なんです。だから、本会議の答弁は僕は訂正する必要はないと思うけども、ただ不誠実だと思う。だから、そこも委員会の中で本来はちゃんと説明をしたほうがよかったですけども、そこは議員の技術、能力として乗り越えてほしかった。だから、そこはやっぱりちょっと違うなという疑問を誰か挟んでほしかったというのが僕の気持ちです、今の。だから、そこをちゃんと議論を尽くした上でないと市民に説明がつかないよという話なんです。

使用料対象経費についても、資本費なんですよ、結構大きいのって。減価償却費とかです。利子も結構大きいです、1億円ぐらいあるんで、これが資本費です。

維持管理費というのは、日々の維持管理とか、だから、イメージの中で結構維持管理費が膨らんでいくというのはあるけども、あるけどもそんな莫大に含まないですよ、これが。資本費のほうが更新とかもあるんで膨らむ可能性が高いわけです。減価償却費の負担も重いんで、この資本費をどうしていこうかというところもあるから、ただ、そういうところをちゃんと議論してほしい。それが使用料対象経費をしっかり分析して、どうすればいいかというところを議論してほしいということです。これ今後はやっていただけるかということを再質疑の1つ目です。

2つ目が、都市計画税の在り方です。これまでの議会では、市街化区域のほうが割を食っているんじゃないかというような議論があった。それを前提に議論を進めてきたのに、ここで急に下水道のことだけに絞って、そこに市税を充てるのは不公平だ、下水道を使っていない人、要は市街化調整区域に住んでいる方にとって不公平だということを、当局は答弁してしまったんです。僕はこれは重い答弁だと思う。これは苦し紛れに言った答弁としても、非常に重い。だから、ここは精査をしていかざるを得ないんで、都市計画税の在り方についても、委員会として研究を進めていくのかどうかについて、答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 議事の都合上、暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

再開
午前10時48分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの久世議員の再々質疑に対し、建設経済委員長の答弁を求めます。

諒訪建設経済委員長。

◎建設経済委員長（諒訪 毅君） それでは、久世議員の再々質疑にお答えいたします。

先ほども今後、委員会で議論、精査してほしいということでした。先ほども報告いたしましたが、新年度に向けての意見集約の中で、下水道事業について市民の理解を深めるとともに、公営企業としての適正化を進めることというふうに書いております。こういう中で、しっかりと委員会の中で議論を進めてまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

11番、岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 私のほうから民生文教委員長に2点、建設経済委員長に4点、報告に対する質疑をさせていただきたいと思います。

うちの会派で1人コロナにかかった方がみえて、会派内で他の委員会の情報を共有してありませんので、あくまで委員長報告に対しての質疑ということで、それぞれの委員会の状況も承知していない部分がありますので、よろしくお願ひします。

そういうことで1点ずつ、発言通告もしてありませんので、1点ずつお願ひします。

民生文教委員長の1点目、議案の第59号議案、犬山城入場登閣料等徴収条例の一部改正についてですけれども、他の使用料ですか、利用料ですね、最近も今回の議会での第54号議案の犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定に関しても、それから、第61号議案の犬山市都市公園条例の一部改正についても、市民と市外の方の区別をされていますけれども、犬山城に関しては、こうしたことに関連する議論はなかったのかどうか、お願ひいたします。

◎議長（大沢秀教君） 民生文教委員長の答弁を求めます。

久世高裕委員長。

◎民生文教委員長（久世高裕君） お答えします。

犬山城に関して、市民の優遇というところですよね。議論の中、議論というか質疑の中とかでも、無料デーを増やしていくと。今、文化財防火デーということで、年に1日だけ無料の日があるんですけど、ちょっと周知もあまりそれが行き届いてないところもあるかもしれません。それを増やして、しっかりと周知をしていくことで、それが市民へのサービスにつながるんじゃないかというのは自分の私見ですけども、そういういた議論は、でも中心的にそこが議論されたかというところでは、特にはないです。ただ、そういう話はあったということです。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 了解しました。

民生文教委員長に対して2点目で、意見集約の1番、「国民健康保険はこれまで厳しい増税を続けてきたが、純粋な単年度の收支が大きく改善していることや、安定的な基金への積立てができていることから」ということで書いてありますが、取りも直さず、増税をやって

きたけれども、増税し過ぎた結果だということは確認しているんでしょうか、その点お願ひしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） ただいまの質疑に対し、民生文教委員長の答弁を求めます。

久世委員長。

◎民生文教委員長（久世高裕君） 増税し過ぎたというふうには議論もされておりませんし、自分としてもそう思っていないところも正直あります。国民健康保険運営協議会で議論をしてきて、増税というのは一定のシミュレーションに基づいてやってきました。ただ、その過程でも、国の方でも結構大幅な制度改革があって、これも僕も一般質問とかでも聞いたところでもあるんですけど、その社会保険の制度改革の影響もあったんじゃないかなというところで、国民健康保険運営協議会の中で議論したこともあります。

ただ、これ国の資料を見ても、正直よく分からんです。ただ、社会保険側の方の意見としても、恐らくそれはあるんじゃないかなと。その国の制度全体で保険者というのが、社会保険の中で、協会けんぽ、組合健保、それから国民健康保険だと国民健康保険という、いろんな保険者がいる中で、その公平性を担保していこうという制度改革がこれまで行われてきていて、例えば一例で言うと、組合健保の中の仕送り、前期高齢者への仕送り分を今まで人数で割っていた、加入者の。それを所得で、所得というか報酬で割るというやり方に変えて、裕福な組合健保のところがちょっと大きく割を食っちゃったかもしれないです、その改正の中で。ただ、困っているところに対しては、少し手厚くそれが来るようになっているんで、そういう制度改革の中でも、もしかしたら影響があったんじゃないかなということもあります。

あと被保険者の大幅な減少です。団塊の世代、これは答弁の中でもありましたけども、団塊の世代の方がかなり一気にがんと抜けたと。被保険者は減ったけども、多分国民健康保険の中の年代の高い方が、傾向的には医療費をたくさん使われる傾向があるんで、そこが抜けたということが、医療給付費とかにも影響があったんじゃないかなというふうに考えているところ、そういう議論はあったということです。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。ありがとうございました。

建設経済委員長に対して、4点のうちの1点目ですけれども、本会議でも質疑がありました。全員協議会資料の中で令和8年4月1日から、全体で25%、令和11年4月1日から全体で25%で、累計50%ということで、25%、25%って単純に考えると、掛け算すると1.5625%、つまり56.25%の値上げになるんじゃないかなというふうに私としては数字的には理解したんですけども、本会議での質疑の答弁があって、うむとか思って、腹に落ちないままだったんですが、委員会ではどんな質疑がされて、どんな答弁だったのか、腹に皆さん落ちたのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 議事の進行上、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

再開

午前10時58分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

建設経済委員長の答弁を求めます。

諏訪建設経済委員長。

◎建設経済委員長（諏訪 毅君） それでは、岡議員の質疑にお答えいたします。

委員会の中でも同様の質疑がございまして、その際には委員のほうから、先ほど岡委員がおっしゃられたみたいに、25%上げて、それに対して25%ということで、64%の値上げですかという質疑がございまして、それに対しては、今ある金額から1回目で25%で、2回目も現在の金額から50%上がるという答弁がございました。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 再質疑ですが、そうすると、全員協議会に令和11年4月1日が全体で25%と書いてありますけれども、議案を見ると数字がいっぱい並んでいて、数字で確認はしていないんですけども、20%じゃないですか。25%上げて20%ですと、全体として平均で50%の値上げになるんですよね。

だから、そういうことか、全員協議会この令和11年4月1日が全体の25%と書いてあるのが20%というふうに理解すれば、今言ったようにトータルで50%になるよというふうなんですねけども、そういうふうな数字になっているのかどうかというところの確認はどうなんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪建設経済委員長。

◎建設経済委員長（諏訪 毅君） それでは、岡議員の再質疑にお答えいたします。

この委員会での質疑の中では、この答弁で質問者は理解をしておりますので、この答弁内容が正しいと思っております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 委員長自身もそうした理解ということでよろしいですか。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪建設経済委員長。

◎建設経済委員長（諏訪 毅君） 私の私見を申す場ではないのかもしれません、今質疑がございましたので、お答えさせていただきますが、私もこの答弁の内容で理解をしております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりましたが、その答弁と私の言っている、では25%ではなくて、こここの部分については20%と記載すべきだったということを申し上げて、2点目の質疑です。全員協議会資料のほうに、19ページの下から4段目に、「改修経費100%を達成するため

に、まずは事業者として行うべき経営努力を進めたとしても」ということが書いてあるんですが、3年後の値上げまで見越して、利用者の負担、使用料を引き上げるという条例になるんですけども、その間のいわゆる経営努力、とりわけ不明水を削減していく努力ということに関しても、非常に重要だと思うんですけども、こういうことに対して、私は委員会として必要な討論、さらには当局にこれに対して努力義務を課すということも含めて言及すべきだというふうに思ったんですけども、こうしたことはなかったんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

再開

午前11時03分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

答弁を求めます。

諏訪建設経済委員長。

◎建設経済委員長（諏訪毅君） それでは、岡議員の2点目の質疑についてお答えいたします。

まず、この不明水については、まず本会議で様々な議論がございまして、その後、委員会のほうを持たさせていただきました。委員の皆さんには、本会議での議論をお聞きになって理解をしながら、委員会の中では全く不明水のことではありませんが、大きい枠組みとして、この適正管理についての委員会の中で質疑をさせていただいて、その中に不明水のことも入っていると私は考えております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 経営努力を進めたとしてもという言葉で終わっていまして、しなくてもいいんだというようにも受け取られる使用料の値上げにつながったのかなというふうに思っています。

3点目、私は全員協議会のときに、農業集落排水処理施設と公共とは、やはり別々に計算すべきだということを申し上げました。どちらかが一緒に、同じ料金にしていいちゃうと、どちらかが不利益を受けるというふうに私は思っています。どちらが不利益を受けるかは分かりませんけれども、個別にそれぞれ精算して、企業会計ですから、当然、全く違う事業所、A事業所とB事業所の企業会計があるわけですから、当然別々にすべきだということで、全員協議会で申し上げて、ぜひこの辺を審議して深めてほしいと言ったんですが、これに関しては委員会ではどうだったんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

再開

午前11時09分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

答弁を求めます。

諏訪建設経済委員長。

◎建設経済委員長（諏訪毅君） それでは、岡議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほど岡議員のほうから、犬山市農業集落排水処理施設についての質疑があったかどうかですが、この第62号議案の冒頭に、岡村委員のほうから、この農業集落排水の経緯とか、また今どうなっているかということが質疑されましたので、報告いたします。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。

最後の4点目です。意見集約の1点目に、「下水道事業について、市民の理解を深めるとともに、公営企業としての適正化を進めること」ということで書いてありますが、適正化ということで、ちょっと抽象的な言葉なんですけれども、具体的にはどういうことを進めるべきだということなのか、個別に幾つかこういうことを含めて進めるべきだということで、それをひっくり返して適正化という言葉を使ったんじゃないかと思われるんですけども、適正化を進めることという意味が分からぬんです、私。

A.I.では何とかこうとかって、適正化とはどういうことかということは書いてあるので、なるほどとは思いますけれども、これを読んでも、この下水道事業に関する適正化は、現時点では利用料を、使用料を上げるということを決めるときに、適正化を進めることって何なんでしょうか、教えてください。

◎議長（大沢秀教君） ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

諏訪建設経済委員長。

◎建設経済委員長（諏訪毅君） それでは、岡議員の質疑にお答えいたします。

すみません、先日の委員会の中で、今後について決めさせていただきましたが、この適正化、どういうことをやるかということも含めて、今後の委員会の中で議論してまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 意見集約の中で適正化という言葉で取りまとめたわけですよ。基本的には大体、正副委員長で取りまとめるわけですけれども、適正化を進めることということを委員長が最終的には取りまとめて報告をされているわけです。

委員長の中には、今後、委員会の中でさらに深めていこうということは分かりましたけれども、委員長としてこの言葉を使った以上は、委員長の頭の中には、例えばこうしたことを、さらにはこうしたことでも適正化になっていくんだから、使用料を上げる以上は、事業者に対

しての経営努力と合わせて、こうした適正化をやってもらわんと困るぜということは、私は必要だと思うんですけども、委員長の頭の中には、具体的にはどういうことがあるんでしようか。

◎議長（大沢秀教君） 議事の進行上、暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

再 開

午前11時13分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの再質疑に対し、委員長の答弁を求めます。

諏訪建設経済委員長。

◎建設経済委員長（諏訪 毅君） それでは、岡議員の質疑についてお答えいたします。

すみません、言葉足らずで申し訳ありませんでした。この公営企業としての適正化ということは、今回、委員会の中でも委員の方から様々な質疑がございました。まず企業会計がちょっと分かりづらい。もう少し分かりやすくということと、あとは先ほども不明水のことがありました。こういうことも今後議論していこうということで、この適正化という言葉を使いました。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 十分私は了解したというふうには、自分の腹の中に落ちているというふうには申し上げませんけれども、これ以上は平行線になっていくというふうに思いますので、以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

1番 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） 私もこの下水の件で、建設経済委員長に1件だけ質疑させていただきます。

この値上げ幅がちょっと大き過ぎるんじゃないかというような議論はされたんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） ただいまの質疑に対し、委員長の答弁を求めます。

諏訪建設経済委員長。

◎建設経済委員長（諏訪 毅君） 丸山議員の質疑にお答えいたします。

この委員会の中での質疑の中で、まずはこの値上げ幅になった経緯、またどうしてこうなったかというところは、もう何人かの委員の方から質疑をされましたので、報告いたします。以上です。

◎議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

16番 柴山一生議員。

◎16番（柴山一生君） 動議を出させていただきます。

第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、会議規則第45条の規定により、建設経済委員会に再付託し、令和7年12月19日まで審査期限を延期することを求める動議を提出します。

◎議長（大沢秀教君） 15番 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 今の動議に賛成します。

◎議長（大沢秀教君） 11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 今の動議に賛成します。

◎議長（大沢秀教君） ただいまの動議は、所定の賛成者がありますので、成立了しました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

16番 柴山一生議員。

[16番 柴山君登壇]

◎16番（柴山一生君） 清風会の柴山です。どうもありがとうございます。

3つほど理由がございまして、まず第1に、下水道事業会計そのものをやはりもう精査しなければいけないときじゃないかなと思っております。非常に分かりづらい。今回の委員会でも私、質問しました。例えば一般会計から9億1,700万円、下水道事業会計に拠出されております。それが下水道事業会計のどこに反映されているのか。これを質疑いたしましたけれども、これに即答することができなかった。これはやはり下水道事業会計に、当局もそうですけれども、精通していないということが理由であったのではないかなと思っております。

ですから、まずは下水道事業会計そのものを精査して、これが本当に現実に合ってるものか確認しないことには、値上げという、そういった大きな一歩には進めないと僕は思います。

それから2番目、市民への周知です。これは久世議員の一般質問にもございましたけれども、どういった市民への周知をしたのかということで、答弁を伺いましたけれども、結局、審議会での議事録、これを見てくださいとか、あるいは傍聴者が一応いましたとか、あるいはパブリックコメントを取りましたとかいうことですけども、ほとんどこれはもう市民には周知していないところであります。ですから、もう一度やはり市民に周知した上で、決定を下していくべきだなと思っております。

3番目に、これも久世議員の質問にございましたけれども、不明水への対処法、これは犬山市の責任であるということは本会議の答弁で答えられました。であるならば、市の責任であるならば、なぜ水道料金に反映させるのか、その理由はちょっと苦しい、分からぬところがございます。

ですから、こういった理由で、私はもう一度、この12月までしっかりと我々議員はもちろんのこと、当局者の皆さんにも下水道の会計等についてしっかりと理解促進して、それプラス、市民への周知をすることで、それで決めていったらいいと僕は思っております。全然これは無駄な3か月にはならないと思いますので、ぜひこの期限延長について認めていただきますように、よろしくお願ひします。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 提案理由の説明は終わりました。

続いて、提出者に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 提案理由の説明の中で、分かりやすいこの下水道事業会計にしてほしいということですが、企業会計が義務づけられています。企業会計は義務づけられていますけれども、企業会計を補足する形の分かりやすい予算決算の説明資料を作つてほしいというふうに理解してよろしいんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

柴山議員。

◎16番（柴山一生君） もちろんそれでも結構です。

◎議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」の声起る]

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、提出者に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

再 開

午前11時22分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

柴山一生議員から提出されました本動議については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。

これより本動議を採決いたします。

柴山一生議員から提出されました第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、会議規則第45条の規定により、建設経済委員会に再付託し、令和7年12月19日まで審査期限を延期することを求める動議に賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

◎議長（大沢秀教君） ご着席ください。起立少数でございます。よって、第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、会議規則第45条の規定により、建設経済委員会に再付託し、令和7年12月19日まで審査期限を延期することを求める動議は、否決されました。

これより討論を行います。

最初に、第54号議案及び第64号議案に対する討論を行います。

5番 小川隆広議員。

[5番 小川君登壇]

◎5番（小川隆広君） 5番、日本共産党犬山市議団、小川隆広です。私は、第54号議案、犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定について、並びに第64号議案、犬山市子ども屋内遊戯施設に係る指定管理者の指定についてに、反対の立場で討論をさせていただきます。

本会議でも岡村千里議員から改めて質疑がありましたように、そもそもさきの令和7年4月臨時議会の第38号議案と同様に、DBOに係るプロポーザル審査委員会や、施設指定管理者選定審議会の審議経過など非公開の部分が多く、議決を求められても、議員に対し、十分な判断材料が与えられないことに違和感を持っております。

今回の事業は、指定管理料で約2億円、DBO全体では約6億5,000万円の大事業であり、この事業における子ども屋内遊戯施設は、児童とその保護者、付添い人に利用者が制限をされ、条件が大変厳しいものであります。

昨今、ファシリティマネジメントがうたわれ、数千万円の赤字解消が求められる時代であり、様々な市の施策にも支出抑制をするなど創意工夫が求められ、公営企業会計では、企業努力が求められる時代であります。保育園や学校など生活に直結する施設であれば理解もできますが、今回の事業は、その先の子ども・子育ての質の向上の部分であります。

子ども・子育てに全力で取り組む市の姿勢については、大いに賛同ができます。しかし、本市の身の丈に合ったお金の使い方であるかどうか。令和7年4月以降、疑問を持ち続けております。もし本市としてこれだけの規模で事業を進めるのであれば、公益性の観点から、収入格差が取り沙汰される昨今でも、分け隔てなく利用できる施設とするべきであると考えます。

既に設計建築の進んでいる事業ではありますが、分け隔てなく利用できる施設という部分に疑問が残るため、原案に反対するものであります。

議員の皆様の賛同をお願い申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 続いて、3番 増田修治議員。

[3番 増田君登壇]

◎3番（増田修治君） 3番、増田修治です。私からは第54号議案、犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定について、及び第64号議案、犬山市子ども屋内施設に係る指定管理者の指定について、こちら2点について賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、本議案にあります子ども屋内遊戯施設については、昨年11月議会での補正予算計上に始まり、本年4月の工事請負契約の議案質疑、また6月の小川隆広議員、今議会での岡村議員の一般質問、本議案への議案質疑などにおいて、様々な議論が取り交わされてまいりました。

まず、私が申し上げたいのは、昨今、連日、夏場に続く酷暑の中、熱中症のリスクもある

ことから、日中、子どもが屋外で遊ぶことが危険であり、屋内で体を動かしたりすることのできる施設が求められているということです。

この子ども屋内遊戯施設は、遊び場として約1,000平米の広さを持ち、入場者数の人数に上限を設けることで、子どもたちがゆっくり安全に過ごしつつ、保護者とも一緒に入場することで、安全な環境で存分に体を動かすことができるような設定となっております。

このような施設は、犬山市の未来を担う子どもたちの身体的に健全な育ちを惠む一助となることとともに、住むまち犬山の子育て支援の象徴となるような施設として、魅力を発揮することが期待できると思います。

また、使用料についても、子育て世帯への配慮がなされております。現在、犬山市では、公共施設の使用料について、利用者に対して適切な費用負担を求めるというような基本方針を求めております。これは議会から声を上げる形で検討が進み、定められたものであります。

本会議での答弁では、基本方針の考え方をそのまま採用した場合においては、大変高額な使用料になるといったことでした。そのため、近隣の官民様々な子ども遊戯施設の使用料を勘案しても、市民平日300円、特定日は500円と設定したことは十分に安価であり、子育て世帯への配慮を感じられるものであると思います。

また、利用時間に制限を設けないことで、家族が時間を気にせずのんびりとリラックスしながら、施設内で過ごすことができ、入退場も自由であり、ショッピングセンター内という点も生かすことで、施設内で遊び、フードコートでご飯を食べて、再入場してまた遊べるといったことも可能であります。

1日過ごすことができ、1人300円、土日等は500円というのは、使用料としても適切な設定であり、子ども屋内遊戯施設は子育て世代の市民にとって大変有意義な施設であると考えます。

また、次に、指定管理についてです。先ほども触れさせていただきましたが、子どものための遊戯施設は、民間事業者の参入が多数ある施設であります。今回、指定管理者として議案が提出されている株式会社フレーベル館も、関東で8施設ほど運営しているといった答弁が本会議のほうでもなされました。

それであれば、子どもが楽しむ施設の運営者として十分なノウハウを持っているだろうということは容易に想像できますし、市の子ども屋内遊戯施設の運営に多大な貢献をしていただけることが期待できます。

また、本市初のD B O案件として整備を進めている子ども屋内遊戯施設においては、そのノウハウを設計の段階から反映させることができ、整備手法として適切なものであったと考えております。

先ほど小川隆広議員が述べられたように、確かにD B Oの事業者選定におけるプロポーザル審査委員会や、公の施設指定管理者選定審議会は非公開で開催をされております。その審査の細かな内容は公開をされておりません。ですが、非公開であった理由としては、公正な事業者選定を行うためであります。また、今後の運営についても、当局からは市民へより分かりやすく情報が伝えられるよう研究するといった答弁もあり、改善が期待できます。

これらのことから、株式会社フレーベル館を指定管理者の候補者として、選定経緯につい

ては全く問題はなく、また、子ども屋内遊戯施設を指定管理者による管理とすることは適切であると考えます。

以上のことから、第54号議案、犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定について、また第64号議案、犬山市子ども屋内遊戯施設に関する指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をさせていただきました。

議員の皆様におかれましてはご賛同賜りますようお願いを申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 第54号議案及び第64号議案に対する討論は終わりました。

次に、第62号議案に対する討論を行います。

15番 久世高裕議員。

〔15番 久世君登壇〕

◎15番（久世高裕君） 15番、久世高裕です。私からは第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論させていただきます。

自分も正直、別に使用料の上げということに頭から反対では全くないです。物価上昇もしているし、それは将来考えて必要なこともあります。ただ、あまりにも経費回収率を100%に近づけなければというだけにしか見えない。だから、全然その内容の精査ができないというふうにしか見えないから、もっとちゃんと議論していきたいんです。

いろんな場で自分やってきたつもりですが、まだまだ全然不十分、もっと詰めていきたい。将来的にもまだまだ考えていかなきやいけないことが経営的にもあるはずなんです。だけど、それが尽くされていないままこれを可決してしまうというのは、どうしても納得できない。反対討論ということにせざるを得なくなってしましました。これが大変残念です、まず。

今の委員長質疑の中でも、やっぱり不十分だと思います。質疑をするたびに、皆さんで集まって話し合われて答弁をするというのは、やっぱりちょっとよくないですよ。だからちゃんと中身をみんなで理解して、理解できていないから意見を出して、これからというところで、理解できていなければ通しちゃ駄目です。だから、ちゃんと理解した上で、何が必要かというのを見いだした上で、どうしても必要だということであれば、それで可決はやむを得ないけども、だけど、そうじやない現状で、何となく通しているようにしか見えないです、これは。

だから当局が出たから、そのまま賛成という議会では駄目なんですよ。そういう議会を犬山市議会はずっと否定してきたはずなんです。だけど、今の現状を見ると、またちょっと昔に戻ってきているなという気がどうしてもしてしまうんで、これは強くやっぱり反対ということをせざるを得ないなと思ってます。

賛成討論の方の通告書も見ました。これ曖昧なんですね。事業費って言葉だったり、だからきれいな言葉が並んでいるんですけども、持続可能とかもそうです。だけどやっぱり具体的に詰めないといけないです、経営は。

だから、何となく皆さんにとって、お客様にとっていい店です、すばらしいんです、持続させるために値上げをします、ご協力くださいだと潰れますよ。だから、市民はそう簡単に

引っ越しできないという甘い認識でやっているようにしか見えないです。

まず、使用料を上げるということは、生活コストを上げるということなんです。企業にとってもその負担を上げるということなんで、それ自体がまず住民サービスの低下になるということを、これは強く認識しておかなきやいけないことです。

何か今までの中では、使用料を上げないと、一般会計からの補填を減らさないと住民サービスの低下につながりますということを言ってるけど、既にこれ低下なんですよ。生活コストを上げるということ自体が。だから、この認識は絶対忘れちゃいけない。だから、そういう答弁は二度としないでいただきたいと思います。

あと、都市計画税の在り方と下水道って、やっぱりワンセットでやってきているんです、犬山市では。この認識もまだまだ弱かったと思います。都市計画税のほうも、これ答弁でも確認しましたけど、やっぱり市街化区域と一致しているから、だから犬山市では、下水道整備を市街化区域中心に進めてきて、実質的にそこの負担と受益の在り方として、下水道に多く入れることが公平性にかなっているからということでやってきているんです。それが今の下水道の議論では逆になっているんで、何じゃそりゃという話です。

だから、これ答弁で言ったら重いですよ、本当に。都市計画税の下水道のほうで、下水道の区域じゃない方にとって、要は主に市街化調整区域の方にとって、この使用料を上げないと不公平なんていう話は、これはもう失言中の失言だと僕は思っています。聞いた瞬間に、何だそりやと思いました。じゃあ、都市計画税のほうでちゃんと税制の在り方を考えていかなければいけないですよ。

これまでずっと市街化区域の方にとって、それ以外の地域の方に都市計画税が使われるのには目的税の在り方、この負担と受益の在り方からして不公平だということを市長が答弁している。だから、それを踏まえてやってきているはずなんですよ。だけど、その議論は全然考えないまんま下水道のほうだけ、木を見るだけで、この議案を出してきてしまっている。じゃあ、都市計画税のほうはどうしていくんですかということにはこれから答えていかなければいけないですよ。

だから、それを減税にするのか、それとも使途をちゃんと厳選していくのか、市街化区域の方にとっての負担と受益の在り方として、今の体制がこれが望ましいのか、ふさわしいのかということをちゃんと詰めていかないと駄目です。だから、これを通すということになったとしても、非常に重いことになりますから、これはしっかりと追求をしていきたいと思っています。

あと企業負担に関しても議論がないのは、ちょっと僕は残念です。自分も経営してるんで分かりますけど、やっぱりその家計の負担、だから、そこは我々も投票してもらう立場ですから、どうしてもそこに目が行ってしまうのは理解できなくはないけど、企業誘致という観点、どうなったんですかね。

下水道って結局、その都市開発をして、そこで企業が増える、人口も増える、まちが活性化する、だから、そこに投資をするというものもあるんです。だけど、それが何か将来の投資とか、そういうところは全然すっ飛ばされてしまっているんで、本来、企業にとってどういう負担の在り方が望ましいのか、犬山はどういう形態の企業が多いのか、それが下水道

使用料と、あと都市計画税は土地の所有者に課されるものなんで、このいただき方の在り方も変わりますので、そこもちゃんと研究した上で、犬山市にとっての将来に何がいいのかということを考えるのが経営なんです。それができていない状態で、この使用料を上げてしまうというのは、僕は経営者としても納得できないという形です。

下水道はまだまだ本当に議論しなきやいけないことたくさんあるんで、将来にとって、例えはウォーターP P Pもそうです。これも現状で賛否あるかもしれません、本当に市民のためにとってどうかということも、現状で本当はこれ考えてなきやいけないと思います。あと、下水道の工事の在り方、これも国の資料を見るといっぱい出てきますけど、穴を掘らないでいかにやるか、要は工事費を浮かすかとか、それによって、また将来の減価償却費、これは資本費です。だから、そういうところへの負担も変わってくるんで、だから、その負担を軽くするためにどうすればいいかということを将来見据えて、今からも考えていかなきやいけない。だから、やることは山積みです。

だから、これが全然決着じやなくて、もしこれが可決していくんであれば、僕は非常に重い十字架を、もう市の当局も我々議員にも課せられたことになると思っていますので、しっかり覚悟してやっていきたいと思っています。

以上で反対討論とさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 9番 畑 竜介議員。

〔9番 畑君登壇〕

◎9番（畑 竜介君） 9番、畑 竜介でございます。私からは第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、今回の使用料改定については、市民の皆様に追加のご負担をお願いするものであり、私たち議会としても重い決断であることを率直に申し上げます。しかし、将来にわたり安全・安心な下水道サービスを維持していくためには、避けて通ることのできない決断でもあると考えております。

現在、本市の下水道事業における管理運営費については、使用料収入だけでは事業費を賄い切れず、毎年多額の一般会計からの繰入金、つまり市民の税金で不足分を補っている状況でございます。雨水処理などに係る費用など、国が定める基準内の経費については、公費で負担するのが当然ですが、それを超えて、汚水処理の費用まで税金で賄うということは、下水道を利用しない市民にも負担を求める、受益者負担の原則に反する不公平な構造を生んでいます。

さらに、事業費を補えない経営状況が今後も続ければ、修繕費の予算が不足するなど適正な維持管理ができないことによって、例えば本管の取付管の詰まりなど、逆流が起こるなど、市民生活への影響も大きくなる可能性もあります。

このまま税金で補い続ければ、将来世代にツケを回すこととなり、結果として適切な管理運営ができず、サービス低下を招きかねません。今回の改定は、まさに将来の負担を今のうちに少しずつ分からち合うための前向きな投資であると考えます。

一部には市民への説明が不十分ではないかというようなご指摘もございます。確かにこれ

まで十分に理解が広がったとは言い切れません。しかし、市は答弁の中で議決後6か月間の周知期間を設け、説明会等を通じて丁寧に説明していくと答弁しております。私としては、この答弁を是とし、今後も市民への分かりやすい情報提供を求めてまいります。

合わせて申し添えますが、これまで、下水道事業経営戦略改定審議会の資料や、議事録のホームページ公開や、パブリックコメントなど、決して十分とは言い切れないかもしれません、情報提供は一定程度は行われており、決して説明ゼロであったわけではありません。

最後に、使用料改定が単なる値上げで終わることのないよう、引き続き経営の効率化、コスト削減、適切な資金運用が行われているかを注視し、市民生活への影響を最小限にとどめる努力を求めていくことを申し上げさせていただきます。

議員各位におかれましてはぜひご賛同いただきまして、第62号議案に賛成いただきますようお願い申し上げて、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 11番 岡 覚議員。

〔11番 岡君登壇〕

◎11番（岡 覚君） 11番、日本共産党犬山市議団、岡 覚です。私は、第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について反対する立場から討論を行います。

本条例の概要については、公共下水道に関わる経費回収率が100%になるよう、使用料の額を令和8年4月1日から全体で25%、加えて令和11年4月1日から、全体で25%、累計50%引き上げるものと説明されています。

反対理由を4点申し上げたいと思いますが、その前に私の基本的なスタンスは、先ほど久世議員から反対討論があったのとほぼ同じであります。きちんと説明されて、そして合理的な数値が確認できて、値上げがやむを得ないということであれば、賛成せざるを得ないというふうに私も思っています。しかし、今回はあまりにも様々な数値がきちんと説明できていない。

実は、私は今、議会選出の監査委員をやっていますが、決算審査のときに、下水道監査について、代表監査委員と、この決算では値上げが必要だって分からぬ。そして当局も、今年だけではなくて、毎年の決算の書類の中に、こういう数字だから値上げが必要になってきているんだという、こういう言葉が一切ないんです。そして、代表監査委員とこのまま下水道決算を意見なしではまずいよと、何らかの形で引上げが必要になっているという意見を出そうと言って、監査委員でご承知のような意見を付けたんです。しかし、そのときも一般会計から繰り入れているけれども、雨水や不明水の処理は当然一般会計から拠出すべき、しかしその金額が仕分ができない、これは一般会計から出すべき数値の金額、これはプラスして出している数値だという仕分が、説明を求めても出てこないんです。したがって、決算審査の意見書ではああいう書き方になりました。

もっと数値が明確になってきて、そして、だったらどうすればいいんだという、私はこの経費回収率は、分母が汚水処理費用であり、分子が使用料収入であるということですが、今回は使用料収入を上げるだけの話です。汚水処理費用を減らせば、経費回収率は100%に近づいていくんです。その努力はどこをやればいいのか。これを探ろうとして、随分と質疑も

しました。もっと知恵を出し、工夫する方法はある。私はこの努力を、一言で言えば経営努力かもしれませんけども、もっとやるべき、そして議会が知恵を出して、工夫をして、そして当局にこれを義務づけるということがなければならないと思っています。

こうしたことを基本的なスタンスとしながら、反対理由を以下4点述べます。

これまでの犬山市政は、例えば、学校給食費の値上げのときでさえも、多くの市民に不利益が及ぶ、こういう制度変更、条例改正等々については、事前に、事前にですよ、事前に丁寧な説明を、例えば面と向かっての説明会、それで質疑を受ける、こうしたことをやってきました。

しかし、今回の条例改正、下水道の使用料の値上げ、これがなかったんですね。しかも今は諸物価が高騰して、市民の暮らしが大変なんです。こういうときに、事前の説明不十分なままこれを強行する。私は市政運営の在り方の問題、市政運営のありようが以前とは違ってきているではないか、こういうふうに思い、反対します。

2点目、経費回収率を引き上げたいから、経費回収率の分子、使用料収入、これを上げる方法のみを主張しています。不明水対策の強化など、経営努力によって減少することのできる分母、汚水処理費用を減少する、減少させる、こういう努力がどうなのか、これが問われていると思います。

私は、今回3年後の分まで値上げするんですよ。じゃあ、その3年間に経営努力、何するんだと、こういうことをしっかりと決めもせずに、3年後の値上げまで決めるなんていうのは全く言語道断です。絶対こんなことはやっちゃいけないと思います。

3点目、経費回収率を100%になるように、今回は使用料を引き上げるということですけども、一方で、下水道事業等に使う都市計画税を市街化区域の市民は支払っているんですね。年間予算でいうと7億7,000万円です。これは市民から見れば二重払い、市から見れば二重取りになる、こういう危険性がある。これについても実は深められていません。もっと深めるべきです。

4点目、農業集落排水処理施設の使用料も、公共下水道と同額になるよう改定とするとありますけれども、根拠が全く示されていません。きちんとそれぞれの事業を、会計でこうだという数値を示し、確認していくべきなんです。どちらかが不利益になるんじゃないですか。どちらかが不利益になるのも一緒にたにして値上げする、これは不条理だと思います。

以上を申し上げ、私の反対討論といたします。皆さんのご賛同を心からお願いをいたします。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 第62号議案に対する討論は終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。会議の途中ですが、午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

再開
午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

これより採決を行います。

最初に、第54号議案、犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立多数。ご着席ください。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案、犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第56号議案、犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第57号議案、犬山市旅費支給条例の全部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第58号議案、犬山市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第59号議案、犬山城入場登閣料等徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案、犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第61号議案、犬山市都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

◎議長（大沢秀教君） 起立多数。ご着席ください。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第63号議案、財産の取得について（消防ポンプ自動車）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第64号議案、犬山市子ども屋内遊戯施設に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決す

ることに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立多数。ご着席ください。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第65号議案、犬山市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、第65号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第66号議案、犬山市公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、第66号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第67号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起ころ〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第68号議案、令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起ころ〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第69号議案、令和7年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起ころ〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第70号議案、令和7年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第71号議案、令和7年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第72号議案、令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第73号議案、令和7年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第74号議案、令和7年度犬山市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第75号議案、令和6年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり認定されま

した。

次に、第76号議案、令和6年度犬山市水道事業会計の決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第77号議案、令和6年度犬山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

日程第3 令和7年請願第1号及び請願第2号

◎議長（大沢秀教君） 日程第3、令和7年請願第1号及び請願第2号を議題といたします。

お諮りいたします。令和7年請願第1号及び請願第2号を一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。令和7年請願第1号及び請願第2号を一括議題といたします。

民生文教委員長及び総務委員長から、委員会の審査結果報告を求めます。

最初に、久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員長、久世高裕です。請願審査の結果の報告をお手元に配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、請願審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

次に、玉置総務委員長。

〔総務委員長 玉置君登壇〕

◎総務委員長（玉置幸哉君） 総務委員長の玉置幸哉です。総務委員会の請願の結果報告をお手元のタブレットに配付してある書面の朗読をもって、これにかえさせていただきます。

別紙、請願審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 総務委員長の報告は終わりました。

請願審査結果報告書

令和7年9月24日

犬山市議会議長

大沢秀教様

民生文教委員長

久世高裕

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

件名 令和7年請願第1号

『定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書』

審査年月日 令和7年9月19日

審査結果 全員一致で採択

請願審査結果報告書

令和7年9月24日

犬山市議会議長

大沢秀教様

総務委員長

玉置幸哉

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

件名 令和7年請願第2号

『再審法改正を求める意見書の提出を求める請願』

審査年月日 令和7年9月18日

審査結果 全員一致で採択

◎議長（大沢秀教君） これより民生文教委員長及び総務委員長の報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

最初に、令和7年請願第1号、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。令和7年請願第1号を採択することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、令和7年請願第1号は採択と決しました。

次に、令和7年請願第2号、再審法改正を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

令和7年請願第2号を採択することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、令和7年請願第2号は採択と決しました。

議事の進行上、暫時休憩します。

午後1時20分 休憩

再 開

午後1時43分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程追加 諸般の報告

◎議長（大沢秀教君） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま、民生文教委員会から意見書案1件、総務委員会から意見書案1件が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま提出されました意見書案第1号及び意見書案第2号を直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

日程追加 意見書案第1号及び意見書案第2号

◎議長（大沢秀教君） 意見書案第1号及び意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号を一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。意見書案第1号及び意見書案第2号を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

最初に、久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員長、久世高裕です。意見書案の説明をお手元に配付しました意見書案の朗読をもってかえさせていただきます。

意見書案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

地方自治法第99条の規定により関係行政庁に対し、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和7年9月24日

犬山市議会

民生文教委員長 久世高裕

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める
意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、政府予算において、小学校における教科担任制の拡充や中学校における生徒指導担当教師の配置拡充などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校35人学級への定数改善にむけた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和年月日

愛知県犬山市議会

議長 大沢秀教

提出先

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 続いて、玉置総務委員長。

〔総務委員長 玉置君登壇〕

◎総務委員長（玉置幸哉君） 総務委員長の玉置幸哉です。意見書案第2号の提案を書面の朗読をもってこれにかえさせていただきます。

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書

地方自治法第99条の規定により関係行政庁に対し、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和7年9月24日

犬山市議会

総務委員長 玉置幸哉

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書（案）

えん罪は、無実の者を犯罪者として処罰することである。これは、国家による最大の人権侵害の一つである。

えん罪被害者を出さないような捜査権の行使が必要不可欠であることはもとより、えん罪被害者となった者を速やかに救済する制度の構築も非常に重要である。

ところが、現在の法制度においては、捜査機関が保有する証拠の開示及び利用に関する規定がなく、救済を求める者の再審請求を困難としている。そして、これらの証拠の保管及び保存のルールが不十分であり、無罪を示す証拠が廃棄される危険性もある。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立が認められていることにより、審理の長期化が引き起こされている。

さらには、再審請求手続に関する規定が整備されておらず、裁判官による審理のばらつきが生じることによる「再審格差」が生じており、再審制度によって救済を求める者の手続保障が十分に確保されていない。

よって、犬山市議会は、国に対し、えん罪被害者の速やかな救済のため、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正により、下記の事項を実現するよう要望する。

記

- 1 再審請求書受理後の速やかな実質審理を義務づける等の手続規定を定めること
- 2 再審請求手続における証拠開示の制度化をすること
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止をすること
- 4 証拠の保管及び保存のルールを定めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

愛知県犬山市議会

議長 大沢秀教

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで意見書案精読のため、午後1時55分まで休憩いたします。

午後1時51分 休憩

再開

午後1時55分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

これより提出者に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起ころ〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています意見書案第1号及び意見書案第2号は、委員会提出であるため、委員会付託は省略いたします。

討論については通告がありませんので、討論を省略いたします。

これより意見書案の採決を行います。

最初に、意見書案第1号、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の採決を行います。

意見書案第1号は、原案のとおりこれを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の採決を行います。

意見書案第2号は、原案のとおりこれを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（大沢秀教君） 以上で、9月定例議会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。明日9月25日から11月27日まで休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。

これをもって、令和7年9月犬山市議会定例議会を閉じます。

午後1時57分 散会

本議会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員

本会議に提出された事件及び審議結果

議案番号	件 名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第54号議案	犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定について	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第55号議案	犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第56号議案	犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第57号議案	犬山市旅費支給条例の全部改正について	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第58号議案	犬山市手数料条例の一部改正について	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第59号議案	犬山城入場登閣料等徴収条例の一部改正について	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第60号議案	犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第61号議案	犬山市都市公園条例の一部改正について	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第62号議案	犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第63号議案	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第64号議案	犬山市子ども屋内遊戯施設に係る指定管理者の指定について	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第65号議案	犬山市教育委員会委員の任命について	令和7年. 9. 1	同 意	令和7年. 9. 24
第66号議案	犬山市公平委員会委員の選任について	令和7年. 9. 1	同 意	令和7年. 9. 24
第67号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算（第4号）	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第68号議案	令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第69号議案	令和7年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第1号）	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第70号議案	令和7年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24

議案番号	件 名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第71号議案	令和7年度犬山市介護保険特別会計 補正予算（第1号）	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第72号議案	令和7年度犬山市後期高齢者医療特 別会計補正予算（第1号）	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第73号議案	令和7年度犬山市水道事業会計補正 予算（第1号）	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第74号議案	令和7年度犬山市下水道事業会計補 正予算（第1号）	令和7年. 9. 1	原案可決	令和7年. 9. 24
第75号議案	令和6年度犬山市一般会計及び特別 会計の決算の認定について	令和7年. 9. 1	認 定	令和7年. 9. 24
第76号議案	令和6年度犬山市水道事業会計の決 算の認定について	令和7年. 9. 1	認 定	令和7年. 9. 24
第77号議案	令和6年度犬山市下水道事業会計未 処分利益剰余金の処分及び決算の認 定について	令和7年. 9. 1	可決及び認定	令和7年. 9. 24
請願第1号	定数改善計画の早期策定・実施と義 務教育費国庫負担制度の堅持及び拡 充を求める請願書	令和7年. 9. 1	採 択	令和7年. 9. 24
請願第2号	再審法改正を求める意見書の提出を 求める請願	令和7年. 9. 1	採 択	令和7年. 9. 24
意見書案 第 1 号	定数改善計画の早期策定・実施と義 務教育費国庫負担制度の堅持及び拡 充を求める意見書	令和7年. 9. 24	原案可決	令和7年. 9. 24
意見書案 第 2 号	刑事訴訟法における再審に関する規 定の改正を求める意見書	令和7年. 9. 24	原案可決	令和7年. 9. 24